#### 第68回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時:令和3年12月2日(木) 9:00~

場所:県庁7階 災害対策本部室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1)「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の改訂について
  - (2)「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく 警戒レベルの判断について
  - (3)「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく 12月4日(土)以降の要請について
  - (4) 各部局からの報告事項について
  - (5) その他
- 4 閉 会

#### 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(改訂版)(案)

#### 1 見直しの背景

新型コロナウイルスとの戦いは当初想定していたとおり長期戦となっており、これまで何 度も県内に感染の波が押し寄せ、その度に本ガイドラインに基づき、県民及び県内事業者の 皆様に外出自粛や営業時間短縮等の厳しい要請を行ってきました。

政府分科会より「新たなレベル分類の考え方」が示され、国民のワクチン接種率が70%を 超え、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んできたことで、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以下に減少してきていることから、これまでの4段階のステージ分類から、医療逼迫の状況に重点をおいた5段階のレベル 分類へと政府対策本部で変更されたところです。

これまで県では、客観的な数値や総合的な状況を踏まえ、県内の感染状況を4段階の警戒 度で判断してきました。また、全国に先駆けて設置した県営大規模ワクチン接種センターや 市町村・県議会・医療従事者の協力もあり、ワクチン接種を希望する県民全員に2回の接種 ことが出来ました。同時に医療提供体制の強化も着実に行われてきました。

こうした状況を踏まえ、本ガイドラインにおいても、警戒度から国に準じた警戒レベルへ の変更や各警戒レベルにおける対応方針を新たに策定するなどの見直しを行うこととしま

今後も、感染拡大防止と社会経済活動の再開とのバランスをとりながらニューノーマルな 社会の実現を目指していくこととします。

#### 2 基本的な考え方

- ○県民に対するワクチン接種が進んだことや医療提供体制の強化によって、新規陽性者の中でも軽症者の割合が多くなってきたことから、本ガイドラインにおいても新たな
- 考え方が求められます。
  ○医療逼迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、 教育や日常生活、社会経済活動の回復を促進すべきであると考えます。
- ○警戒レベル1以下の状況を維持することが望まれますが、感染力の強い変異株やクラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒レベルの引き上 げや要請の強化を行います
- ○県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むこと が重要であり、活動制限の緩和・強化にあたっては、本ガイドラインに基づき実施し ます。

#### 3 ガイドラインの構成

○警戒レベル

県内の感染状況や一般医療の状況を踏まえ5段階(0~4)で設定します。

※警戒レベルは、全市町村で同一となる場合と県内一部地域での感染状況等を踏まえ市町 村単位で異なる場合があります。

○対応方針

各警戒レベルにおける一般医療の状況や県の対応方針を示しています。

○判断基準

感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」 の2つの要素から現状を評価します。

基準は、政府の「新たなレベル分類の考え方」と県の病床確保計画等とのバランスを取り、 県の実態に合ったものとしました。

○想定される要請

各警戒レベルにおいて想定される要請内容を示しています。

※想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容とは異なる場合があります。

○警戒レベル変更のルール

判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒レベルを決定します。 ※感染状況の悪化等の理由で警戒レベルを上げる場合には2週間を待たずに迅速に 判断します。

#### 4 施行日

令和2年5月15日(金)策定

令和2年8月27日(木)改訂 (令和2年10月9日(金)市町村警戒度導入) (令和3年2月19日(金)市町村警戒度取扱変更)

令和3年●月●日(●)改訂

※県内・近隣都県の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することが あります。

	各警戒レベルにおける対応方針(案)							
	警戒レベル	一般医療の状況	対応方針					
0	感染者ゼロレベル	▶ 新規陽性者ゼロを維持	▶ 基本的な感染防止対策の徹底					
ı	維持すべきレベル	<ul><li>→ 一般医療が安定的に確保</li><li>&gt; コロナ医療も対応可能</li></ul>	▶ 業種別ガイドラインの遵守					
2	警戒を強化すべき レベル	<ul><li>→ 一般医療及びコロナ医療へ負荷発生</li><li>→ 医療が必要な人に適切な対応可能</li></ul>	<ul><li>感染リスクの高い場所の回避などの実施</li><li>人流や人と人との接触機会の削減</li><li>[特定の区域での感染拡大時]</li><li>営業時間短縮要請やまん延防止等重点措置を検討</li></ul>					
3	対策を強化すべきレベル	<ul><li>□ コロナ医療への対応のため、一般医療 を相当程度制限</li><li>□ 医療が必要な人に適切な対応不可</li></ul>	<ul><li>▶「強い対策」の実施(まん延防止等重点措置及び緊急事態措置など)</li><li>▶ ワクチン・検査パッケージの継続や停止を検討</li></ul>					
4	避けたいレベル	<ul><li>→ 一般医療は大きく制限</li><li>→ コロナ医療も対応不可</li></ul>	<ul><li>▶ 機動的な更なる行動制限の実施</li><li>▶ 更なる一般医療の制限</li></ul>					

各警戒レベルにおける一般医療の状況や対応方針を示しています。 警戒レベル「0」は新規陽性者ゼロが維持できており、警戒レベル「1」は安定的に一般医療が確保され、コロナ医療にも対応できている状況です。いずれも基本的な感染防止対策を徹底することにより、県民及び県内事業者の皆様に対して厳しい行動制限は行わない方針です。

警戒レベル「2」は一般医療及びコロナ医療への負荷が生じはじめますが、病床数を段階的に増加させることで、必要な人に適切な対応が出来ている状況です。県民の皆様に感染リスクの高い場所を回避することなどを実施します。

警戒レベル「3」は一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ 医療への対応ができず、医療が必要な人に適切な対応ができなくな る状況です。まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を実施し、県 民及び県内事業者の皆様に対して厳しい行動制限を行います。また、 ワクチン・検査パッケージの継続や停止を検討します。

警戒レベル「4」は一般医療を大きく制限しても、コロナ医療に対応できない状況です。機動的な更なる行動制限を実施します。

# <警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値>

	項目	項目 内容※		
1	(1)新規感染者数	平均 40人/日	Д	人
感	(2)感染経路不明の割合	感染経路不明 50%	%	%
感染の状況	(3)検査の陽性率	<b>)検査の陽性率</b> 平均 <b>7</b> %		%
淣	(4)今週先週比	<b>1.0</b> 以上が <b>10</b> 日間継続		日間
2	<b>(1)病床使用率</b> ( 床中)	レヘル0、1 0~30%未満	%	%
医療逼迫の状況	<b>(2)重症病床使用率</b> ( 床中)	レベル230~50%未満レベル350%以上or3週間後に確保病床到達	%	%
状況	入院率、療養者数、 参 重症者数、中等症者数、 自宅療養者と調整中の合計	【レベル引下げ時】 <b>減少・改善傾向にあること</b>		-

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。 ※1の(1)~(3)は**1週間**の移動平均。 ※陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

警戒レベル移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な 状況」の2つを設定しています。

客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療を逼迫させないという観点から、6項目(新規感染者数、感染経路不明の割合、検査の陽性率、今週先週比、病床使用率、重症病床使用率)と、レベル引下げ時の参考項目(入院率、療養者数、重症者数、中等症者数、自宅療養者と調整中の合計)を設定しました。

これらの項目により、県内の感染状況と医療逼迫状況を判断します。

特に医療を逼迫させないよう、2(1)病床の使用率と(2)重症病床使用率を重視し、警戒レベル2(警戒を強化すべきレベル)の基準である病床使用率30%を基にしてその他の項目を設定しています。

なお、警戒レベルは全市町村統一で設定する場合と県内一部地域での感染状況等(市町村ごとの新規感染者数、感染経路不明者の状況、周辺への感染の広がりや生活圏など)を踏まえ市町村単位で設定する場合があります。

# <警戒レベル移行の判断基準 ②総合的な状況>

	項目	内容
	ワクチン接種の状況	ワクチンの接種実績を年齢階層別にモニターする。
1	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
感染状況	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生算数が1未満程度であること。
況	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること
2 医	検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。
医療逼迫状況	一般医療への影響	治療の先延ばしによる悪影響をモニターする。
· 玩	救急搬送困難事案	救急搬送困難事案の増減を週単位でモニターする。

警戒レベル移行の判断において、現実の動きは数値だけで計れる ものではないため、数値によらない総合的な状況を判断要素として 取り入れています。

交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の 状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

また、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に医療が対応できている状況を維持するためには、ワクチン接種率のさらなる向上と追加接種の実施が必要なため、ワクチン接種の状況を項目に追加しました。

さらに、一般医療への負荷を評価する項目として救急搬送困難事 案を追加しました。

警戒 レベル	県民	イベント	事業者		【参考】 県立学校
0 I	<ul><li>基本的な感染防止対策の徹底</li><li>新しい生活様式の実践</li></ul>	▶ 感染防止対策を徹底 のうえ、人数制限を行	<ul><li>基本的な感染防止対策の徹底</li><li>業種別ガイドラインの遵守</li><li>ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨</li><li>テレワーク、時差出勤を推奨</li></ul>	▼ 感染防	→ 部活動は一部制限を 検討
2	<ul><li>感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li><li>県外移動は十分注意</li><li>[特定の区域での感染拡大時]</li><li>5人以上の会食回避 ※</li></ul>	い開催 ※ 感染防止安全計画 策定時の人数上限 緊急事態措置: I 万人	<ul> <li>テレワーク、時差出勤を強く推奨</li> <li>高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)</li> <li>[特定の区域での感染拡大時]</li> <li>営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li> <li>大規模集客施設における入場整理等</li> </ul>	『止対策を徹底の上、	<ul><li>学校単位で分散登杉等(オンライン学習活用)を検討</li><li>部活動は一部制限を検討</li></ul>
3	<ul><li>感染リスクの高い場所への外 出自粛 ※</li><li>県外移動は自粛 ※</li><li>5人以上の会食回避 ※</li></ul>	重点措置:2万人 その他:収容定員まで	<ul><li>営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li><li>酒類やカラオケ設備提供の制限 ※</li><li>大規模集客施設における入場整理等</li><li>出勤者数の削減目標設定による人流抑制</li><li>高齢者施設や病院等での直接面会禁止</li></ul>	可能な限り通常登校	⇒ 学校単位もしくは全 県で分散登校等(オ ンライン学習活用)? 検討
4	▶ 日中を含めた外出自粛	> イベントの中止・延期	<ul><li>休業や施設の使用停止</li><li>出勤者数の大幅削減</li></ul>	校	▶ 部活動は休止を検討

各警戒レベルにおいて想定される要請内容を例示しています。

警戒レベル0及び1では、基本的な感染防止対策の徹底、業種別ガイドラインの遵守などを要請します。

警戒レベル2では、警戒レベル0及び1の要請に加え、感染リスクの高い場所への外出や県外移動は十分注意することなどを要請します。また、特定の区域での感染拡大時には、営業時間短縮や5人以上の会食回避などを要請します。

警戒レベル3では、警戒レベル2の要請に加え、感染リスクの高い場所への外出や県外移動の自粛、営業時間短縮や高齢者施設等での直接面会禁止などを要請します。

警戒レベル4では、警戒レベル3の要請に加え、日中を含めた外出自粛等の更なる行動制限を要請します。

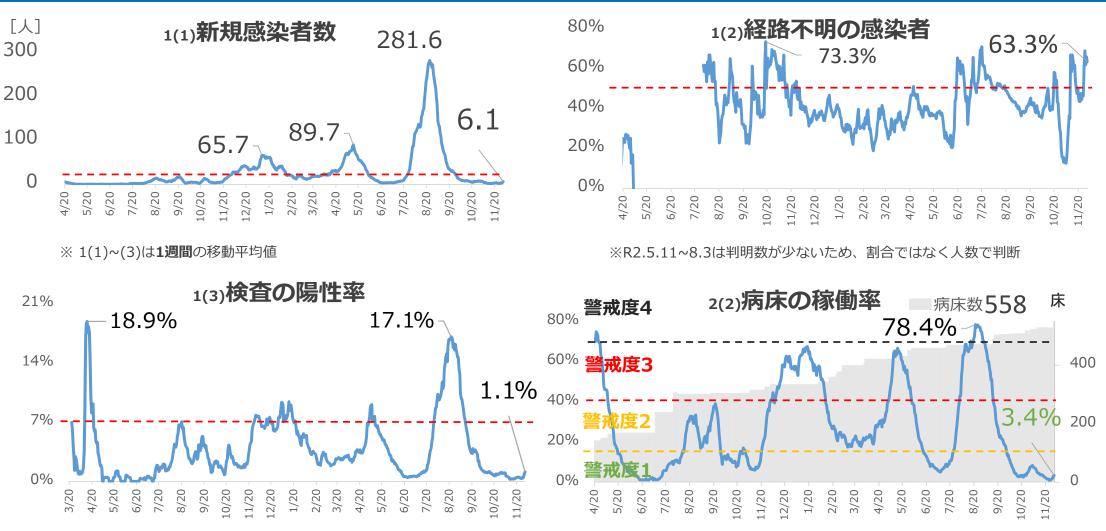
- 注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある
- 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある
- ※ワクチン・検査パッケージの適用により、実際の要請内容が緩和 される場合がある

# <警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値>

	項目	内容※	現在値 <b>※</b> (12/1)	過去最高値
1	(1)新規感染者数	平均 4 0 人/日	6.1⋏	281.6人
感	(2)感染経路不明の割合	<b>感染経路不明の割合</b> 感染経路不明 <b>5 0</b> %		73.3%
感染の状況	(3)検査の陽性率	平均 <b>7</b> %	1.1%	18.9%
況	(4)今週先週比	<b>今週先週比 1.0</b> 以上が <b>10</b> 日間継続		54日間
2	<b>(1)病床使用率</b> (558床中)	レベル0、1 0~30%未満	3.4%	78.4%
医療逼迫の状況	<b>(2)重症病床使用率</b> (37床中)	レベル2 30~50%未満 ) <b>重症病床使用率</b> (37床中) レベル3 <b>50</b> %以上or3週間後に確保病床到達		40.8%
が状況	入院率、療養者数、 参 重症者数、中等症者数、 自宅療養者と調整中の合計	【レベル引下げ時】 <b>減少・改善傾向にあること</b>	横ばい	-

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。 ※1の(1)~(3)は**1週間**の移動平均。 ※ 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

# 判断基準 客観的な数値の推移



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~) ※ 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

## 警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R3.12.1

	項目	内容	評価	機康福祉部 R3.12.1       状況
	ワクチン接種の状況	ワクチンの接種実績を年齢階層別にモニ ターする。	0	別紙参照
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。(東京都の実効再生産数が 1未満程度であること)	0	【実効再生産数】
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度である こと	0	・参考:東洋経済オンラインによる推定値(11/30時点) 東京都0.88 群馬県0.91
1	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。	0	【退院者の平均在院期間】         7月:14.6日       8月:9.2日       9月:11.6日       10月:11.7日       11月:11.6日
状況	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策 が取られていること。	0	【直近のクラスター発生状況】 8月: 23件 9月: 11件 10月: 2件 11月: 0件 8月 前橋事業所、太田医療機関、桐生管内事業所、前橋事業所、桐生管内学校、桐生管内福祉施設、富岡管内事業所、県内大学運動部、伊勢崎管内保育施設、前橋プロスポーツチーム、藤岡管内工場、太田工場、高崎事業所、前橋学校、館林管内福祉施設、安中工場、館林管内学校等、太田学校等、前橋工場、前橋学校、前橋工場、伊勢崎学校等、富岡管内保育施設、前橋学校、桐生管内保育施設、前橋保育施設、桐生学校、高崎福祉施設、前橋工場 9月 前橋学校、桐生管内保育施設、前橋保育施設、前橋保育施設、桐生管内学校等、高崎福祉施設、前橋工場、太田製造工場、前橋事業所、前橋食品加工工場、伊勢崎病院、前橋宗教施設 10月 太田福祉施設・桐生福祉施設、太田工場
2	PCR検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施でき る体制が整備されていること。	0	【PCR等検査可能医療機関数 (11/29現在) 】 <b>診療・検査外来 659か所</b> ※参考 検査外来(旧地域外来・検査センター) 13か所
医療提供体制	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニター し、問題がないこと。	0	【一般医療への影響 (11/29現在)】  ・1 次救急の受入中止を行っている病院があるものの、 <b>患者への治療上の(大きな)影響は出ていない。</b> (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
ניח	救急搬送困難事案	救急搬送困難事案の増減を週単位でモニ ターする。	0	【救急搬送困難事案の状況 (11/29現在) 】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較してやや減少した。

## 新型コロナウイルスワクチンの接種について

R3.11.30 健康福祉部 新型コロナワクチン接種推進局

## 1 <u>全年代県内接種実績</u> (医療従事者等(V-SYS)8/5 時点、一般(VRS)11/29 時点)

11月	30	日集計時点	8月15日	8月30日	(8/15比)	11月29日	(8/30比)
1 [		接種累計	1,101,798	1,267,308	+165,510	1,560,090	+292,782
1回目	П	接種率	61.90%	71.20%	+9.30%	87.65%	+16.45%
2 [		接種累計	809,423	988,677	+179,254	1,529,199	+540,522
2回目	接種率	45.47%	55.55%	+10.07%	85.91%	+30.37%	

【集計方法について】

- ① 医療従事者、高齢者施設従事者は V-SYS の接種実績から集計 (V-SYS の集計機能は終了したため値は8月5日時点のもの)
- ② 高齢者、一般(12-64歳)は VRS の接種実績から集計 ※ 総人口:令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口

### 2 年齢階層別接種実績

左小		8月15日				8月30日			11月29日				
年代	人口	1回目	1回接種率	2回目	2回接種率	1回目	1回接種率	2回目	2回接種率	1回目	1回接種率	2回目	2回接種率
10代	145,485	19,003	13.1%	3,680	2.5%	34,271	23.6%	13,329	9.2%	110,195	75.7%	106,070	72.9%
20代	191,674	60,967	31.8%	23,263	12.1%	90,878	47.4%	45,216	23.6%	152,875	79.8%	149,811	78.2%
30代	206,795	69,528	33.6%	28,991	14.0%	101,401	49.0%	52,868	25.6%	166,193	80.4%	163,397	79.0%
4 0代	280,655	107,485	38.3%	47,095	16.8%	155,787	55.5%	88,624	31.6%	236,151	84.1%	233,692	83.3%
5 0代	255,792	128,321	50.2%	58,646	22.9%	174,623	68.3%	109,962	43.0%	233,698	91.4%	232,008	90.7%
60代以上	699,537	600,735	85.9%	548,203	78.4%	618,985	88.5%	589,921	84.3%	652,893	93.3%	649,587	92.9%

【集計方法について】

※ VRS の接種実績から集計

※ 各人口:令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口

※ 10代の人口は12-19歳

# 12月4日以降の要請(12/4~12/17) (案) R3.12.2 危機管理課

市町村	警戒 レベル	外 出	事業者	その他
全市町村	警戒 レベル 1	・基本的な感染防止 対策の徹底 ・「新しい生活様 式」等の実践(人と 大との距離の確保や マスクの着用等の をでするでである。 本的な感染対策の徹 底、3つの「密」の 回避等)	・基本的な感染防止対策の徹底 ・業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示※特措法第24条第9項 ・ストップコロナ!対策認定店制度への登録推奨 ・テレワーク、時差出勤等を推奨	・ホームパーティー や大人数での会食や 飲み会は感染リスク が高まることから十 分注意

# 12月4日以降の要請(12/4~12/17) (案)

R3.12.2 危機管理認

市町村	警戒 レベル	イベント開催 (12/4~12/17)※特措法第24条第9項			
		収容率		人数制限	
全市町村	警戒 レベル 1		での歓声、 等が想定 もの	【感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合】 収容定員まで 【感染防止安全計画を策定しない場合】 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう	
		100%以内 50%	%以内	0701911/J 7(CONA)	
		※収容率又は人数制限の/ ※感染防止安全計画は5,0	_	つ収容率50%超のイベントに適用し、「大声なし」が前提	

# 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に 基づく要請について(12月4日(土)以降)(案)

#### 1 要請を開始する日

<u>令和3年12月4日(土)</u>

要請期間: 12月4日(土) 0時~12月17日(金) 24時

#### 2 要請する区域

群馬県内全域

#### 3 ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「1」:35市町村

【参考】ガイドラインにおける「各警戒レベルにおいて想定される要請」

#### 警戒レベルにおいて想定され 【参考】 事業者 県立学校 0 基本的な感染防止対策の徹底 ▶ 基本的な感染防止対策の徹底 > 業種別ガイドラインの遵守 → 部活動は一部制限を ▶ 新しい生活様式の実践 ▶ 感染防止対策を徹底 ▶ ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨 検討 1 のうえ、人数制限を行 > テレワーク、時差出勤を推奨 防 い開催 ※ ▶ テレワーク、時差出勤を強く推奨 ▶ 感染リスクの高い場所への外 > 学校単位で分散登校 > 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注 感染防止安全計画 出は十分注意 等(オンライン学習活 意(オンライン面会等の推奨) 策定時の人数上限 > 県外移動は十分注意 用)を検討 「特定の区域での感染拡大時〕 > 部活動は一部制限を [特定の区域での感染拡大時] 緊急事態措置:1万人 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※ 検討 5人以上の会食回避 ※ 大規模集客施設における人場整理等 可能な限り 重点措置:2万人 > 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※ > 感染リスクの高い場所への外 ▶ 酒類やカラオケ設備提供の制限 ※ ▶ 学校単位もしくは全 出自肅 ※ その他:収容定員まで 3 > 大規模集客施設における入場整理等 県で分散登校等(オ ▶ 県外移動は自粛 ※ > 出勤者数の削減目標設定による人流抑制 ンライン学習活用)を > 5人以上の会食回避 ※ 高齢者施設や病院等での直接面会禁止 登 検討 校 か部活動は休止を検討 > 休業や施設の使用停止 4 > 日中を含めた外出自粛 > イベントの中止・延期 > 出勤者数の大幅削減

注 | 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある ※ワクチン・検査パッケージの適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある

※具体的には4以降の要請をご確認ください。

#### 4 県民の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

#### (1) 外出・県外移動について

・外出の際は「(3)「新しい生活様式」等の実践について」に掲げる事項を厳守してください。

(基本的な感染対策の徹底、3つの「密」の回避、換気の実施と適度な保湿)

#### (2)イベント等の開催、参加について【法第24条第9項】

[収容率と人数制限の考え方]

収	容率	人数制限
大声での歓声、声 援等がないこと を前提としうる もの 飲食を伴うが発 声がないもの	大声での歓声、声援 等が想定されるも の	<ul><li>○収容定員まで</li><li>(感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合)</li><li>○5,000 人又は収容定員 50%以内のいずれか大きいほう</li><li>(感染防止安全計画を策定しない</li></ul>
100%以内	50%以内	場合)

- ※収容率又は人数制限の小さいほう
- ※感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、「大 声なし」が前提

【参加人数】次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限 度とします。

#### 【人数上限】

ア 収容定員が設定されている場合

感染防止安全計画を策定している場合は、収容定員を上限とします。 (感染防止安全計画を策定していない場合は 5,000 人又は収容定員 50 %以内のいずれか大きいほうを上限とします)。

イ 収容定員が設定されていない場合

次の【収容率要件】、ア、イにおける「収容定員が設定されていない場合」の例によります。

#### 【収容率要件】

ア 大声での歓声、声援などがないことを前提としうる場合

収容率の上限を100%とします。

- (ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とします。
- (イ) 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合
  - ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数。
  - ・収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(人と人とが触れ合わない間隔)を空けることとします。
- イ 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次のとおりとします。

- (ア)参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保が できる場合
  - ・前後左右の座席との身体的距離を確保し、収容定員の50%までの参加人数とします(座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること)。
- (イ)参加者が自由に移動できるが、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合
  - ・収容定員が設定されている場合は、収容定員の50%までの参加人数とします。
  - ・収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けていること。
- ※大声での歓声、声援の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、 反復・継続的に声を発すること」とし、以下のような事例を指します。
  - ○観客間の大声・長時間の会話
  - ○スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱 (得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声にあたるとは限りません。)
- ・イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底 と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- ・参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に安全計画を提出してください。なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超に該当しないイベントを主催される際には県 HP にて公開している感染防止対策等についてのチェックリストに必要事項記入の上、イベント HP 等で公開してください。

・主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事(ハロウィン、クリスマス、大晦日、初日の出等)に参加される場合は、基本的な感染防止策を徹底してください。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えてください。

#### (3)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。
- ・感染防止策として、基本的な感染防止対策の実施に加え、換気の実施及び適度な保湿をお願いします。

#### (4)その他

- ・変異株に対しても基本的な感染防止対策(マスク・手洗い・換気など)が重要であり、更なる徹底をしてください。
- ・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦など で大声を出したりすることは控えてください。
- ・友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は感染リス クが高まることから十分注意してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ(COCOA)のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

#### 5 事業者の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

#### (1) 感染防止対策の徹底について

- ・業種別ガイドラインの遵守をお願いします。【法第24条第9項】
- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成

した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページや SNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。

- ・県独自の「ストップコロナ!対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属 事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すよう お願いします。
  - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
  - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の 徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、従事者を含めて、適切な感染防止対 策の徹底をお願いします。

#### (2) 勤務形態等について

「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時 差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践し てください。

#### (3) その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やか な医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- ・接触確認アプリ (COCOA) のインストールや LINE 「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

## 【別表:適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、 適切な感染防止のための対策を実践してください。

(	別表)適切な感染防止対策例
発熱者等の施設への	・来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
入場防止	・発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認	・来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、 事業者は、それを促す
アプリの利用	・事業者は、来訪者の連絡先等を把握する (イベント開催の際には徹底すること)
	・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
3つの「密」	・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
(密閉・密集・密接)	・入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
の防止	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
	・来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、 手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
飛沫感染、	・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
接触感染の 防止	・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、 音響を最小限に設定等)
	・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
	・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
76 T   10 -	・従業員数の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
移動時の 感染防止	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、 来訪者数の制限
	・イベント参加(開催)にあたっては、 移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

#### 「新しい生活様式」の実践例

#### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 口人との間隔は、<u>できるだけ2m(豊低1m)</u>空ける。
- 口会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 口外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを 着用する。ただし、要場は、熱中症に十分注意する。
- 口家に帰ったらまず手や顔を洗う。
  - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 口手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 口感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 口地域の感染状況に注意する。

#### (2)日常生活を営む上での基本的生活様式

- 口まめに手洗い・手指消毒 口咳エチケットの徹底
- 口こまめに換気 (エアコン併用で室温を28°C以下に) 口身体的距離の確保
- □ 「3密」の回避 (密集、密接、密閉)
- ロー人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- □ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養













思集回避

密接回避

型回回测

核エチケット

#### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- 口電子決済の利用
- 口計画をたてて素早く済ます
- ロサンブルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- □筋トレやヨガは、十分に人との間隔を もしくは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- 口予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- □歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 口会話は控えめに
- 口湿んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- 口屋外空間で気持ちよく
- 口大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- 口料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 口接触確認アブリの活用を
- □発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

#### (4)働き方の新しいスタイル

- ロテレワークやローテーション勤務 口時差通勤でゆったりと ロオフィスはひろびろと
- 口会議はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。 また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が 感染のリスクを高める。



#### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。

#### 場面③

#### マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなど での事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



#### 場面④

#### 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる 事例が報告されている。



#### 場面⑤

#### 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り 替わると、気の緩みや環境の変化により、感染 リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が 確認されている。



# 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

- 1. 基本的な感染防止対策の実施
  - ○マスクを着用

(ウイルスを移さない)

○人と人の距離を確保

(1mを目安に)

- ○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- ○3密を避ける、大声を出さない
- 2. 寒い環境でも換気の実施
  - 〇機械換気による常時換気を (強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
  - ○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で 常時窓開け(窓を少し開け、室温は18°C以上を目安!)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる (例:使用していない部屋の窓を大きく開ける)

- ○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により 1000ppm以下(\*)を維持
  - \*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。
- 3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)
  - ○換気しながら加湿を (加湿器使用や洗濯物の室内干し)
  - ○こまめな拭き掃除を



場面1:飲酒を伴う懇親会

場面2:大人数や長時間におよぶ飲食

場面3:マスクなしでの会話 場面4:狭い空間での共同生活 場面5:居場所の切り替わり



CO2センサー

# 警戒レベル1における県立学校の対応について(案)

令和3年12月2日 教育委員会

# 【登校】

- 全県で通常登校。
- 生徒又は教職員に感染者が発生した場合は、必要な 範囲で学級閉鎖や臨時休業等を検討。

# 【部活動】

- 感染対策を徹底した上で、通常の活動を実施。
- 対外試合や宿泊を伴う活動等については、感染防止 対策を徹底した上で、県の内外を問わず、可とする。
- ※ 市町村立学校や私立学校についても、県立学校の対応を周知する。